

東広島市農業委員会令和8年7月（第7回）総会議事録

- 1 開催日時 令和8年7月29日（水） 10時00分から11時04分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	山 崎 拓 人	2	高 尾 昭 臣	3	高 木 昭 夫
5	古 本 啓 之	6	橘 川 一 則	7	住 井 正 美
8	古 川 みどり	10	森 桶 茂 和	11	村 上 義 則
12	榎 龍 志	13	土 井 浩 文	14	脇 坂 俊 之
15	在 間 輝 昭	17	久 保 伸 司	18	高 橋 久 雄
19	尾 原 恵 美	20	腰 本 直 治	21	兒 玉 康 裕
22	杉 本 源 藏	23	仲 伏 英 雄	24	財 満 俊 子

- 4 欠席委員 3名

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
4	長 ・ 毅	9	森 下 美 冬	16	大 月 靖 規

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 5番 古 本 啓 之 委員 7番 住 井 正 美 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第35号 地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第36号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第26号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第28号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第29号 裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する回答について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	木村勝美
局長補佐兼農地係長	松下健司
農地保全係長	今岡健
農地保全係主査	合原茂宏
農地係主査	小田美香
農地係主査	豊田宏

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課
 担い手支援係主任 酒井秀宜

議長	それでは、これより令和8年7月総会を開会いたします。 在任委員数は24人中21人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、5番古本委員、7番住井委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和8年7月29日1日限りとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議長	それでは、会期は令和8年7月29日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第35号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
酒井主任	私からは、総会議案第35号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を説明いたします。 このたび、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。 変更の目的と件数について、板城地区で農業振興地域農用地区域からの除外及び農地転用の申請に向けた変更が1件、吉川地区で農地転用の申請に向けた変更が1件の計2件となっております。 地域計画に反映させた内容については、地域計画の変更（案）についてに記載のとおり、双方の地区において現状の集積率及び経営体数に変更はなく、経営体の面積についてもそれぞれ352.5㎡と518㎡の変更のため、地域計画上の経営面積には変更ありません。 地域計画変更の今後の流れとしては、8月中に変更の公告を行う予定でございます。 説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。 ございませんか。
		< なし >
議	長	ないようですので、採決に入ります。 議案第35号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	ありがとうございました。 挙手全員であります。よって、議案第35号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 次に、議案第36号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程議題といたします。 この案件も東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
酒 井 主 任		それでは、議案第36号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は承認ではなくご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案内容の説明をさせていただきます。 貸付者19人、借受者15人、65,794.12㎡を利用権設定するものでございます。 議案に係る説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。
議	長	ただいま農林水産課から説明がありました。 ご質問、ご意見がありましたらご発言願ひます。 ございませんか。
		< なし >
議	長	ないようですので、採決に入ります。 議案第36号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	挙手全員であります。よって、議案第36号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 農林水産課の方はありがとうございました。ご退席をお願いします。
		< 酒井主任、退室 >
議	長	次に、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程議題といたします。 事務局の説明を求めます。
豊 田 主 査		それでは、総会議案の3ページをご覧ください。 議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。 今月は15件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、9ページに記載のとおりでございます。 申請番号146－1は、新規就農のため所有権を移転するものでございます。受人は●歳の自営業の方でございます。申請地では、タマネギ、パクチーなどの季節野菜を作付する計画となっております。 続きまして、申請番号147－2は、経営規模拡大のため所有権を移転するものでござい

豊田主査	ます。 続きまして、申請番号148－3、149－4は、贈与のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号150－5は、耕作者へ譲渡のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号151－6は、新規就農のため所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社役員の方でございます。申請地では、タマネギ、トマトなどの季節野菜を作付する計画となっております。 続きまして、申請番号152－7は、自宅近くで耕作便利のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号153－8は、自宅隣で耕作便利のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号154－9は、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号155－10は、経営規模拡大のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号156－11は、自宅隣で耕作便利のため所有権を移転するものでございます。 続きまして、申請番号157－12、158－13は、新規就農のため所有権を移転するものでございます。受人は●歳の自営業の方でございます。地域の法人の組合員となり、申請地では水稻やジャガイモ、ネギ、サツマイモなどの季節野菜を作付する計画となっております。 続きまして、申請番号159－14は、経営規模拡大のため所有権を移転するものでございます。受人は農地所有適格法人に該当しております。 続きまして、申請番号160－15は、経営地隣で耕作便利のため所有権を移転するものでございます。 申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件にいずれも該当しないものと思われま。 説明は以上でございます。
議長	それでは、議案第37号について担当委員の意見を伺います。 申請番号146－1、高尾委員、お願いします。
高尾委員	先日事務局の方と一緒に見に行きました。特別問題ないように思います。
議長	申請番号147－2から149－4につきまして、財満委員、お願いします。
財満委員	24番財満です。 申請番号147－2、これは河本推進委員と現地を確認していきまして、隣接地は農地として耕作されていないため、周辺の営農に支障ないと思われま。 続きまして、申請番号148－3、畑は7件ありますが、全ての田に現在稲が埋まっております。これは相続をされようとされているので、周辺の営農にはこれからも支障はないと思われま。 以上です。
議長	次に、申請番号150－5から151－6、橘川委員、お願いします。
橘川委員	橘川です。 まず、150－5についてなのですが、8月25日の日に推進員の方と一緒に行く予定だったのですが、推進委員の方はちょっと急用ができてまして、私一人で農地の確認と、それと受人の●●さん、この方と直接農地の確認をいたしまして、この●●さん、親戚に当たるのですが、過去からずっとこの受人の●●さんに田の管理を預けておられました。結局、もう家族で耕作することもできないために今回第3条に至ったと聞いております。この●●さん、見ていただければ分かるのですが、経営面積も多く、かなりの量をその地区で耕作されておられまして問題ないと私は判断しました。 それから、続いて151－6、●●さん、この方も高齢化もしてきてほとんど放置状態で、たまにシルバーさんなどを雇ったりして草を刈ったりというのが現状です。それで受

橘 川 委 員	人の●●さん、この方の自宅のすぐ隣に面しております、この方が野菜を作ったりしていくということで話を聞いております。 私が思うには2件とも問題ないと判断をしております。 以上です。
議 長	申請番号152－7につきましては、私が担当しておりますので、説明をさせていただきます。 去る7月21日、事務局の豊田主査から説明を受けるとともに、現地を確認しました。面積も小規模でありますし、また受人の方の自宅の近くということで耕作便利でもあるから全く問題はないと判断をいたしております。 次に、申請番号153－8、腰本委員、お願いします。
腰 本 委 員	それでは説明させていただきます。 153－8ですが、7月18日に影山和弘推進委員と現地を確認いたしました。この農地の持ち主は●●に在住で、遠方のため耕作できないということで、近くにおられます●●さんという方が田んぼを作っておられまして、現地に行く時は本人もおられまして、現在耕作されているところを3人で確認しました。なんら隣人に支障するようなことはございませんので、問題ないものと思います。 以上でございます。
議 長	次に、申請番号154－9、村上委員、お願いします。
村 上 委 員	11番村上でございます。 7月24日に現地を確認いたしました。土地を渡す人も受ける人も隣同士で、引き続き耕作するもので問題はないと思います。
議 長	次に、申請番号155－10、在間委員。
在 間 委 員	15番在間です。 155－10、行って見させてもらいましたけれども、7月28日、昨日ですけれども、森實推進員と一緒に現地を確認しました。それまでにもちょっと私、久芳地区から竹仁に担当が変わったので、6月の終わりにぐるっと竹仁を見て回ったのですけれども、そのときも●●さんが亡くなられたというのは聞いていたのでちょっとどんなだろうかと思っていて、そのときも草がだいぶ生えてぼうぼうになっていたのですけれども。●●さんが作られるということで安心しているのですけど、●●さんも、私のすぐ近くに家を借りられて、田んぼを自然農法で平成24年から10年ぐらい作られているのですけれども、今は●●のほうで作られているのですけれども、今結婚されて旦那と二人で農業されているということで、別に問題ないと思います。
議 長	次に、申請番号156－11から160－15につきまして、高橋委員。
高 橋 委 員	高橋です。 7月20日に大月委員と現場を確認しています。 156－11につきましては、隣接した家に住んでおられる方が耕作便利ということで畑として野菜、それから果樹を栽培したいということで、特に問題はないと判断しました。 157－12、それから158－13につきましては、現地は全て●●なのですが、157－12につきましては耕作できないということで、新規就農で●●さんという方が耕作されるということです。この157－12につきましては、もしかすると●●に農業法人があるのですが、受人が農業法人の構成員となって●●が耕作されるのではないかと考えています。158－13につきましては、畑ということでサツマイモ等栽培されるということで、特に問題はないと判断しています。 159－14につきましては、●●が代表理事を務めています●●が取得して耕作する予定です。この農地に隣接する土地があるのですが、そこも●●が取得しまして、おそらく倉庫の敷地にされるのではないかと考えるのですが、併せて耕作されるということで、これも特に問題ないと判断しました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 本案は、本日配付しております資料1の議案第37号関係の欄にありますように、申請番号159－14は大月委員が関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の

議 長	規定に基づく議事参与の制限に該当しますが、本日大月委員は欠席されておりますので、このまま質疑に入ります。 議案第37号について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。 18番高橋です。
高 橋 委 員	すみません、160-15につきまして説明をしていませんでした。申し訳ありません。 160-15につきましても、大月委員と現地を確認しています。遠方のためということで、田んぼの近くに住んでおられる方が耕作されるということで今も既に水稻を植えておられます。特に問題はないと判断しました。 以上です。
議 長	ありがとうございました。 本案は、本日配付しております資料1の議案第37号関係の欄にありますように、申請番号159-14は大月委員が関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当しますが、本日大月委員は欠席されておりますので、このまま質疑に入ります。 議案第37号について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言を願います。 ありませんか。
	< な し >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第37号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全 員 挙 手 >
議 長	挙手全員であります。よって、議案第37号については、許可することに決定をいたします。 次に、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程議題といたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	議案の10ページをお願いいたします。 議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 11ページをお願いいたします。 今月は4件の申請がございました。 申請番号29-1でございます。 ●●における共同住宅及び駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北約250mに位置する第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、賃貸用住宅4棟、駐車場12区画の転用許可申請をされたものでございます。なお、農振農用地につきましても、資料では除外見込みとなっておりますが、7月23日付で除外済みでございます。また、開発許可申請については、担当部局に提出済みでございます。 続きまして、申請番号30-2から32-4は関連しますので、一括して説明をいたします。 ●●における営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。申請地は、●●の東約250mに位置する農振農用地で、申請人は●●にお住まいの方でございます。申請人は、令和5年8月及び9月に営農型太陽光発電設備への一時転用許可を受け、発電設備下部においてジャガイモの栽培をされておられます。このたび、本年8月29日及び9月14日をもって1回目の一時転用期間が満了することに伴い、再度3年間の一時転用許可申請をされたものでございます。 なお、●●、申請番号31-3につきましても、農地改良を行いました。収量が向上しないため、作物を里芋に変更するものでございます。また、本件は農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと考えられることなどから、本議案を提出するものでございます。

松下局長補佐	なお、農振農用地の案件につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、30－2から32－4につきましては意見聴取を行います。 以上、ご審議をお願いいたします。 こちらの写真はジャガイモの収穫に取り組んでおられる写真です。 以上でございます。
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 それでは、議案第38号について担当委員の意見を伺いますが、申請番号29－1につきましては、長原委員欠席のため、事務局より説明を求めます。
松下局長補佐	こちらの件につきまして、7月13日の月曜日に現地確認を行いました。直接に隣接する農地はなく、周辺の農地に影響はないと考えております。 以上でございます。
議 長	申請番号30－2から32－4につきましては、私が担当しておりますので、私において説明をさせていただきます。 去る7月7日、現地を確認いたしました。これまでも何遍も現地を確認しておりますが、7月7日に最終的に確認をいたしました。先ほど写真でもありましたようにきれいに整備されて、現に耕作がされていると認識しております。ただ一点、アスパラガスを栽培するということで当時の申請は出ておりましたが、アスパラガスの栽培は土地の湿気が多くて無理だということで、これを里芋に交換されるということでありました。また、7月8日には申請人ともう一人、お二人で私のところへ尋ねてこられまして、説明をいただきました。また、上深川のほうで野菜作りをしておられますが、その写真等も見させていただいてきちんと耕作されているということで問題ないと思いました。 以上です。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言を願います。
橘 川 委 員	6番橘川です。 本当に素朴な疑問というのですかね、太陽光パネルを設置されるということで、それも一時転用、許可後3年間ということになっているのですが、一時転用ですから、一応太陽光パネルの場合は設置で大体20年というふうに、私の勘違いかも分からないのですが、聞いております。実は私の自宅のほうも太陽光パネルの設置はしているのですが、やはりメーカーさんから20年たったら発電能力はないと聞いていまして、いろんなところでこの太陽光パネルのことにについて知ると、基本20年。それが許可後3年間だけということになると、3年間だけ太陽光パネルを設置して、後は撤去されるのでしょうか。かなり無駄というか、もったいない気がするのですが、何かもし聞かれているのであれば参考に教えていただきたいと思います。 以上です。
議 長	私において説明をさせていただきますが、この案件は3年前に許可をしておりまして、今年は3年ごとの更新に当たっております。今回は更新の申請でございまして、新規ではありません。したがって、営農が続けられておれば農業委員会として許可して、それからまた3年ごとの更新ということになりますので、今橘川委員が心配いただいたことは当たらないと思います。よろしいでしょうか。
橘 川 委 員	ありがとうございました。
議 長	ほかにご質問はございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第38号のうち、本日お配りいたしました広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >

議 長	挙手全員であります。ですので、議案第38号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外の案件につきましては、本総会で許可することに決定いたします。 次に、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	それでは、総会議案の12ページをご覧ください。 議案第39号の概要について説明いたします。 今月は6件の申請がありました。申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の14ページをご覧ください。 申請番号123－1は、一般住宅及び駐車場への転用事案で、●●で借家にお住まいの譲受人が住宅を新築しようとするものです。申請地の一部が既に転用目的の用に供されているため、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。 申請番号124－2は、蓄電池施設への転用事案で、●●に本店を置き、太陽光発電事業等を営む譲受人が転用しようとするものです。 申請番号125－3は、駐車場への転用事案で、●●に本店を置き、機械器具設置工事業等を営む譲受人が会社の駐車場として転用しようとするものです。 申請番号126－4は、墓地への転用事案で、現在山の中腹にある墓地を譲受人が耕作する田の隣接地に移転するため、転用しようとするものです。お手元の議案では、農振農用地除外見込みとなっておりますが、令和8年7月23日付で除外済となりました。 申請番号127－5は、駐車場への転用事案で、譲受人の実家に近い申請地を近隣住民のための駐車場として転用しようとするものです。 申請番号128－6は、資材置場への転用事案で、●●に本店を置き、地域活性化事業等を営む譲受人が空き家の利活用のための資材置場として転用しようとするものです。申請地は既に転用目的の用に供されているため、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。 申請番号126－4は、良好な営農条件を備えている農地等で第1種農地ですが、農地法施行規則第34条第3号市街地に設置することが困難または不適当な施設として第1種農地の不許可の例外に該当いたします。 申請番号123－1から125－3、127－5は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地、申請番号128－6は、市街地化の著しい区域内にある農地で第3種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、転用の現実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われれます。 第1種農地の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のとおり意見聴取いたします。 以上で議案第39号の説明を終わります。
議 長	それでは、議案第39号について、担当委員の意見を伺います。 申請番号123－1につきましては、長原委員欠席のため、事務局より説明をお願いします。
小 田 主 査	申請番号123－1の申請地については、一戸建て住宅が立ち並ぶ地域内にあり、周辺の営農に支障はなく、問題はないと思われれます。
議 長	次に、申請番号124－2、兒玉委員、お願いします。
兒 玉 委 員	21番兒玉です。 申請番号124－2は、7月13日に協坂委員と事務局の方と現地確認をいたしました。現地の状況を説明させていただきます。 申請地は、譲受人である法人が電力の使用、システム調整及び再生エネルギーの有効活用を目的として活用されるものであります。周辺の耕作用地及び住宅について直接隣接はなく、問題はないものと思われれます。 以上。
議 長	次に、申請番号125－3から126－4につきまして、村上委員、お願いします。

村 上 委 員	11番の村上でございます。 申請番号125－3は、7月24日に現地を確認いたしました。現状は雑草が生えていて、駐車場にすることで見通しもよくなると思いますので、問題はないと思います。 次の126－4は、現在遊休地となっており、かつ墓地の許可申請も済んでいることから、問題ないと思っております。
議 長	次に、申請番号127－5、高橋委員、お願いします。
高 橋 委 員	高橋です。 127－5につきまして、地目は田になっているのですが、以前何か建物が建ってましてそれを取り壊した後で、現況は宅地みたいになっています。駐車場として転用するのににつきまして、特に農地の外れですので、周囲の農地の耕作についても特に問題ないと思いますので、大月委員と確認しまして問題ないと判断しました。 以上です。
議 長	次に、申請番号128－6、杉本委員、お願いします。
杉 本 委 員	22番杉本です。 現地調査を7月17日に井上推進員と行いました。申請地隣接地にシイタケ栽培と、それから販売等の施設等がありましたので、隣接の関係者の人と話をしまして、ここに資材置場を整備する計画がありますということで話をしたら、了解を得ました。 以上です。
議 長	ありがとうございます。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。 ございませんか。
	< な し >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第39号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外の案件については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全 員 挙 手 >
議 長	挙手全員であります。よって、議案第39号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外の案件については、本総会で許可することに決定いたします。 続きまして、日程第4の報告事項に入ります。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第26号から報告第29号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1 ページをお願いいたします。 報告第26号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3 ページをお願いいたします。 報告第27号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4 ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は7件の届出を受理い

松下局長補佐	たしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6 ページをお願いいたします。 報告第28号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7 ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は20件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第29号「裁判所からの農地等の現況に係る照会に対する回答について」でございます。 11ページをお願いいたします。 裁判所からの農地等の現況に係る照会は、1 件でございます。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 以上でございます。
議 長	それでは、最後に日程第5のその他の事項に移ります。 ここで、私から発言させていただきたいと思いますので、会長職務代理者と議長を交代したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	了承をいただきましたので、在間会長職務代理者と議長を交代いたします。
在間職務代理者	高木議長に代わりまして、私がこれより進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。
高 木 委 員	3 番高木です。 前々から私が問題提起をさせていただいております●●の件につきまして経過報告をさせていただきますと思います。 去る7月16日午後3時30分、●●氏と他1名、計2名が私の事務所へ来所されました。その際、在間職務代理者と2名で対応させていただきました。私において●●の問題点について●●の2名の方に説明をいたしました。●●としても違法性のある処分場への土砂搬入は、●●に照らしても容認できない旨の説明をされ、●●として責任を持って安全性確保を行いますとの確約を得るとともに、●●氏より改良工事中の写真を提示されました。このことから、職務代理者と私2名は●●において安全の確保に尽力いたしますとの言葉を受け、当面は事の推移を見守ることといたしました。 以上のとおりでございますが、現在もどんどん土砂は搬入のほうをされておりました。今年は幸いに梅雨どきにあまり大量の雨が降らなかったということも含めて、現在のところ崩落というような事故は発生しておりません。●●さんも責任を持って安全対策をされると、先ほど申しましたように事の推移を見守っていききたいというふうに思っています。 以上、報告をさせていただきました。
在間職務代理者	高木委員の発言が終了いたしましたので、議長を議長にお返しをいたします。
議 長	その他、皆さんのほうから何かご質問、ご意見等がございましたら。
村 上 委 員	今の件に関してですが、●●の件、これは法的な問題があると指摘をされているのではないかと聞いているのですが、なぜそういう状況でも残土は止められないのですか。といいますのが、ちょうど我が地区ですね、我が地区で今そういう状況に入ろうとしていて、今日も警察に行くのですが、1日のダンプの量を120台だと言われたのです。そんなことしたらぐちゃぐちゃになりますよ。ということで、では、そのダンプの量は農業委員会には権限はないといってこうなった、そういつてけんかになっちゃいけないので、警察に行ってみるんですが、今でもダンプは通っているのですが、それはなぜですか。
議 長	私が答弁する立場にはございませんが、現状を見ている人間として申し上げますと、営業活動でありますので、私も腹が立ちますが、利益相反になる可能性もあって、強制的に止める権限が農業委員会には残念ながらありません。また、周辺の住民の方も非常に困っておられます。●●から●●にかけて道路がもうガタガタになっていますが、それでも営業活動を阻止する、事業活動を阻止するにはそれ相当の法的根拠がないとできない。私もいろいろと研究しましたが、残念ながら止める手だてを見つけておりません。違法のどこ

議 長	ろについては、先程、申し上げましたように●●のほうで改良されると言っておられます以上、それでも駄目という今度は損害賠償等の問題も発生してきますので、残念ながら今のところやりようがないというのが現実であります。市や開発指導課も含め、また県等にもいろいろ問いただしておりますが、申し訳ないのですが、今のところ解決策は見つけておりません。ただ、安全対策だけは確実にやっていただくように今さっき言いましたように●●さんと約束していただいておりますので、これが実行されるかどうかをこれからも監視していきたいと思ひます。回答にはなりません、法的に一回許可されたものを止めるには非常に難しいということでご理解をいただければと思ひます。
村 上 委 員	分かりました。
財 満 委 員	24番財満ですけど、トラックが通行する道ですよ、あれは決まっているのですか。初め通っていた道よりもまた変わった道を通っているように今思うのです、現在。●●はどうしても通るようなのでこれは決まっているのかなと思ひたのでお聞きしました。
議 長	これも私が答弁する立場ではありませんが、聞き及んだ範囲ではいろんなところに行っておりまして、●●のところが一番規模が大きいですが、今●●にも行っています。それから、先程、村上委員もおっしゃいましたが、●●にも今から行く予定です。市内各所に、1か所では収まらないので、膨大な量を移動させる工事のようになっているそうです。大きな山が1つ全部なくするということですから、莫大な量だろうと思ひますが、だからいろんなところに埋められるところを探してそれぞれ行きますので、色々なところを通っています。●●の山陽道の2号バイパスのほうに上がって行って●●に行っているのもあります。●●もありますし、●●のほうにも行っていますし、私が調べた範囲ではそういうことになっています。よろしいでしょうか。
財 満 委 員	はい。
議 長	その他ありませんか。
合 原 主 査	お配りした資料で就農応援フェアを取り出してください。 就農応援フェアですが、広島県及びJ Aグループが主催で例年9月頃に開催されておりまして、県内で職業として農業を始めたい方の相談会で、入場料は無料で、予約は不要です。開催は、広島会場と福山会場で2回に分けて開催されます。開催日時ですが、広島会場は9月5日土曜日、福山会場は9月19日土曜日で、開催時間はどちらも同じで10時から15時30分までです。本市ですが、担当部署は園芸センターでして、広島会場及び福山会場の2回ともに園芸センターの職員が参加して本市のブースを設置します。広島会場での開催場所ですが、広島市中区大手町にある広島県民文化センターの地下1階にある第2・第3展示室です。 裏面をご覧ください。 広島会場での表において、出展機関として東広島市は研修品目としてナス、白ネギを掲載しております。また、その右隣には福山会場で同様に掲載しております。 そうした中で、農業委員には例年、広島会場への参加をお願いしておりまして、今年は橘川農業委員に参加をお願いしております。会場での役割ですが、農業委員は新規参入を考えておられる方の相談の受け手として相談者の相談内容に応じて助言を担っていただきます。 以上です。
議 長	皆さんのほうでまだありますか。
	< なし >
議 長	ないようでありましたら、次回8月総会について在間会長職務代理者から報告をお願いします。
在間職務代理者	次回の8月の通常総会は、8月31日月曜日の14時から市役所本館3階303会議室を予定しております。8月は開催時間が本日より異なって午後2時からとなっております。お間違いないよう、よろしくお願いいたします。 報告は以上です。
議 長	ありがとうございました。 委員の皆様には、暑い中、ご審議いただき、ありがとうございました。

	以上をもちまして7月総会を閉会いたします。 なお、この後、専門委員会である情報委員会を開催いたします。情報委員会の委員の皆様におかれましては、引き続きご参加くださいますようお願いをいたします。その他の皆様におかれましては、本日の日程は以上となります。外は暑くなっておりますので、お気をつけてお帰りください。ご苦労さまでした。
--	--

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 5番 古本 啓之 委員 7番 住井 正美 委員